

あさぎり町役場 特別職・管理職等 連絡網図

※最初の連絡者は、総務課長へ連絡、その後は連絡網通りとする。
※事案に応じて緊急メール配信システムを利用する。

別途限定配布済み。

各警戒体制と移行基準及び各警戒レベルの発令基準

警戒体制	各警戒体制への移行の基準 (○) 及び各警戒レベル (☆L3・☆L4) 発令の基準			
	土砂災害	河川の氾濫		暴風 (台風等)
		球磨川	中小河川	
第1警戒体制	○大雨警報 ○気象庁 土砂災害キキクル 「注意」(黄)	○洪水警報		○暴風警報 ○台風接近 暴風域に入る -36h~-24h前 (1.5日~1日前)
第2警戒体制	○消防団待機水位 - 武: 2.9m 多良木: 1.6m	○気象庁 洪水キキクル 「注意」(黄)	☆L3 「危険な場所から高齢者等は避難！」 【高齢者等避難】	
	○気象庁 土砂災害キキクル 「警戒」(赤) ○累加雨量 200mm以上 +今後24時間の予想 降雨量200mm以上 ☆L3 「危険な場所から 高齢者等は避難！」 【高齢者等避難】	○氾濫注意水位 - 武: 3.5m 多良木: 2.0m ☆L3 「危険な場所から 高齢者等は避難！」 【高齢者等避難】		
第3警戒体制	○土砂災害警戒情報 ○気象庁 土砂災害キキクル 「危険」(紫) ☆L4 「危険な場所から全員 避難！」 【避難指示】	○避難判断水位 - 武: 4.3m 多良木: 3.5m ☆L4 「危険な場所から全員 避難！」 【避難指示】	○気象庁 洪水キキクル 「危険」(紫) ☆L4 「危険な場所から全員 避難！」 【避難指示】	○台風接近 暴風域に入る -12h前 (0.5日前) ☆L4 「危険な場所から全員 避難！」 【避難指示】

あさぎり町球磨川水害タイムライン(令和4年度版)

ステージ			ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4	ステージ5	ステージ6	
警戒体制～災害対策本部			第1警戒体制		第3警戒体制				
各防災関係機関との連携			第2警戒体制		LO(警察・消防・自衛隊) 派遣要請		対処部隊 派遣要請	人命救助 応急対策	
避難情報の発令(決心)			高齢者等避難(L3)		避難指示(L4)		緊急安全確保(L5)		
ステージ移行基準(トリガー)	気象情報	気象予警報	注意報		警報		特別警報		
		線状降水帯	線状降水帯の予測情報		発生				
		予想降水量	70mm/h 200mm/24h						
		降水量			50mm/h以上				
	球磨川水位	観測所	多良木	消防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	計画高水位	河川氾濫発生
			一武	1.6m	2.0m	3.5m	3.6m	4.44m	
				2.9m	3.5m	4.3m	4.4m	5.68m	
	県管理河川水位 キキクル洪水危険度分布		注意(黄)	警戒(赤)	危険(紫)	災害切迫(黒)			
	市房ダム		洪水警戒体制		洪水調節放流		異常洪水時防災操作(緊急放流)		
	土砂災害	キキクル土砂災害 危険度分布	危険度分布「警戒」(赤)		土砂警	危険度分布「危険」(紫)	危険度分布「災害切迫」(黒)		
雨量		累加雨量200mm		今後予想200mm以上					
各課の行動	総務課(※各課からの動員)		警戒体制の確立(※) (各防災関係機関との情報共有)			災害対策本部の設置(※)～運営 (被害情報の収集・処理・分析及び応急対策の確立)			
	高齢福祉課・生活福祉課 健康推進課		指定避難所の開設～運営 (避難状況の把握・自主防災組織及び福祉避難所との連携)						
	建設課・農林振興課		清願寺ダムへの配置						
消防団			水防(公助)・広報巡回・避難行動支援			災害対応準備		人命救助	
自主防災組織(避難所運営委員会含む)			水防(共助)・避難行動支援		避難所開設～運営支援				

第1警戒体制の編成・任務

青字:配置要員

配置目的	気象情報等を積極的に入手し、今後の状況推移の予測に基づき、 適時適切な避難情報等の発令及び円滑な警戒態勢強化(災害対策本部設置含む) への移行を図る。		
配置基準	○ 気象庁が気象業務法に基づく「 警報 」(大雨警報、洪水警報、暴風警報等)を発表 ○ 台風が接近し暴風域に入る →36時間(1.5日)→24時間(1日)前→「L3:高齢者等避難」発令		
配置場所	あさぎり町総務課(状況(当初から甚大な被害が予想される場合)により本庁舎2階大会議室)		
職務	危機管理監		
任務	○ 「 高齢者等避難 」・「 避難指示 」の避難情報の発令及び「 第2警戒態勢移行 」に関する状況判断 ※状況判断のフィルター:下記の☆赤字の警報、数値及び予報官の知見を活用 ○ 気象情報等に基づく今後の推移予測及び対応方針(避難情報の発令・警戒態勢の強化)を町長及び総務課長へ報告 ○ 緊急時等における県(町長及び総務課長へ報告後)への連絡・通報 ○ 課長会議等(災害対策本部会議含む)の開催の準備		
職務	総括(防災・避難情報発信)	情報A(降水・雨雲)	情報B(河川・ダム情報)
編成	任務 ○ 県への連絡・通報 防災情報共有システム 防災ラジオ・あさぎりナビ ○ クロノロジーの整備 ○ 状況図の整備 ○ 会議等の実施準備 ○ 町民への防災・避難情報の発信 ☆台風の接近 暴風域に入る →12時間(半日)前 ○「 L4:避難指示 」発令の基準 ☆土砂災害警戒情報 ○ 「 L4:避難指示 」の発令の基準	気象庁が発信する気象情報の取集 ○ 今後の推移(早期注意情報) ・ 警報級の継続する時間・日数 ・ 1時間及び24時間の最大降水量 ☆50mm/h →道路の浸水の可能性 ☆70mm/h →R2・7月豪雨並み ☆200mm/24h →R2・7月豪雨並み ○ 雨雲レーダ 雨雲及び線状降水帯の動向 ○ 予報官コメント ・ 降水量の予測 ・ 雨のピーク ↓ 総合的に判断して避難情報を発令	○ 八代国道河川事務所が発信する河川の水位情報の把握 ○ 市房ダム管理所が発信する放水情報の把握 ○ 「 L3:高齢者等避難 」発令の基準 ・ 一武 ☆氾濫注意水位:3.50m ・ 多良木 ☆氾濫注意水位:2.00m ○ 「 L4:避難指示 」発令の基準 ・ 一武 ☆避難判断水位:4.30m ・ 多良木 ☆避難判断水位:3.50m ○ 注視する情報 球磨川指定河川洪水予報の発表内容も含め、球磨川流域の水位観測所の水位の変化を確認する。

第2警戒体制・第3警戒体制の編成・任務

	第2警戒体制	第3警戒体制
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○「避難指示」等の避難情報の発令 ○避難場所の開設準備 ○LO派遣を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○「防災機関への派遣要請」 ○災害対策本部設置の準備
場所	総務課	大会議室

第3警戒体制(23名)
町長
<ul style="list-style-type: none"> ○「避難指示」等の発令の決心 ○「防災機関への派遣要請」の決心 ○災害対策本部設置の決心

副町長
教育長

総務課長

第2警戒体制(11名)	第3警戒体制(19名)
危機管理監	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 町長の状況判断の補佐 ○ 災害・被害情報の分析・結論 ○ 関係防災機関等の運用分析・比較・結論 ○ 課長等会議の主催(司会) 	

総務班(②2名・③3名)	
班長	総務課(総務Gp長)
班員	総務課(総務Gp)
班員	総務課(総務)
任務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町民への避難情報等の発信 防災ラジオ・あさぎりナビ ○ 会議準備

情報班(②3名・③8名)	
班長	総務課(防災正)
班員	総務課(防災副)
班員	企画政策課又は財政課
班員	財政課
班員	上下水道課
班員	建設課
班員	農林振興課
班員	商工観光課
任務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県への連絡・通報 防災情報共有システム ○ 気象・被害情報等の収集・伝達 ○ クロノロジー(被害情報)の整備 ○ 状況図(被害状況)の整備

運用班(②5名・③7名)	
班長	総務課(行政Gp長)
班員	総務課(消防)
班員	総務課(消防)
班員	高齢福祉課
班員	生活福祉課
班員	高齢福祉課
班員	生活福祉課
任務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防・警察・自衛隊への派遣要請に関する調整及び運用の調整 ○ クロノロジー(各防災関係機関との調整・運用状況及び避難所の状況)の整備 ○ 状況図(防災関係機関の運用状況及び避難所の状況)の整備

地震発生時の警戒体制の配置及び災害対策本部の設置基準

体制	配備基準	目的	編成
第1警戒体制	<p style="text-align: center;">震度4 が本町に発生</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報 (調査中)が発表</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震情報を各課への伝達するとともに被害情報等の収集及び各課へ伝達 ○ 人命に係る被害及びライフライン等に関する重大な被害が発生した場合は、被害の状況及びじ後の対応要領について、町長に報告 	<p>別紙第13 「第1警戒体制の編成・任務 (基準)」に同じ。</p> <p>※関係職員は直ちに自主登庁</p>
災害対策本部設置	<p style="text-align: center;">震度5弱以上 が本町に発生</p> <p style="text-align: center;">・</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が発表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 把握した被害状況等に基づき直ちに災害対策本部会議を実施 人命に係る被害が発生した場合は、速やかに関係防災機関等に救命・救助活動を要請 ○ 人命に係る被害及びライフライン等に関する重大な被害が発生していない場合は、被害状況及びじ後の対応のみ町長に報告 	<p>別紙第8 「災害対策本部の編成・任務」 に同じ。</p> <p>※全職員直ちに自主登庁</p>